

労働者派遣法第23条5項に基づき、下記の情報をお知らせいたします。
(対象期間；令和7年4月1日～令和8年3月31日)

① 派遣労働者の数	5 人
② 派遣事業所の数	4 社
③ 派遣料金の平均額	32,616 円
④ 派遣労働者の賃金の平均額	17,990 円
⑤ マージン率	44.8 %

マージンには派遣社員の通勤費、社会保険料、福利厚生費、教育訓練費などの諸費も含まれます。

- ⑥ キャリア形成支援に関する事項
- 新人研修
 - 職制及び経験年数に応じたスキルアップ支援
 - OJTリーダー研修
 - e講義動画ライブラリー

- ⑦ 派遣労働者の待遇に係る労使協定を締結しているか否かの別
- 労使協定を締結している（協定書の有効期限 令和9年3月31日）
- 協定労働者の範囲（システム開発業務に従事する者）

- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
- ・社会保険への加入（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険・介護保険・退職金）
 - ・年1回の定期健康診断
 - ・有給休暇制度